

E メール配信 (Tuesday, 30 November 2021 9:00 AM)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①日本におけるオミクロン株に対する水際措置の強化について 11 月 29 日に厚生労働省（日本）は、オミクロン株に対する水際措置の強化として、外国人の新規入国停止やワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置の見直しなどについて発表をしました。

<主なポイント>

- ・ 12 月 31 日までの間、外国人の新規入国を停止する。
- ・ 12 月 31 日までの間、有効なワクチン接種証明保持者に対する行動制限緩和措置に係る新規申請受付及び審査済証の交付を停止する。
- ・ 12 月 31 日までの間、帰国者・再入国者等について、有効なワクチン接種証明保持者に対する 3 日間停留措置の免除及び待機期間短縮措置（14 日→10 日）を停止する。
- ・ 12 月 1 日以降、日本に到着する航空便について、新規予約を抑制する。

本内容につきましては、下記厚生労働省のウェブサイトをご確認ください。

厚生労働省『水際対策強化に係る新たな措置（20）』

<https://www.mhlw.go.jp/content/000860078.pdf>

以上

<本件担当> JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中！ like! us on JCCI Facebook （<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>）